



発行 東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定
（主税局税制部税制課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）
（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…三
- 優良映画の推奨…
（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…五
- 市街地再開発組合の理事長の就任…
（都市整備局市街地整備部民間開発課）…五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定…（下水道局）…五

告示

●東京都告示第九百八十四号
東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）
第十七条の二第一項の規定により、平成二十三年東京都告示第三百八十一号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日

のうち、青森県又は茨城県に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））がある納税者に係るものについては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税に係るものを除き、その納期限等が平成二十三年三月十一日から同年七月二十八日までの間に到来するものについて、同月二十九日とする。

東京都知事 石原 慎太郎

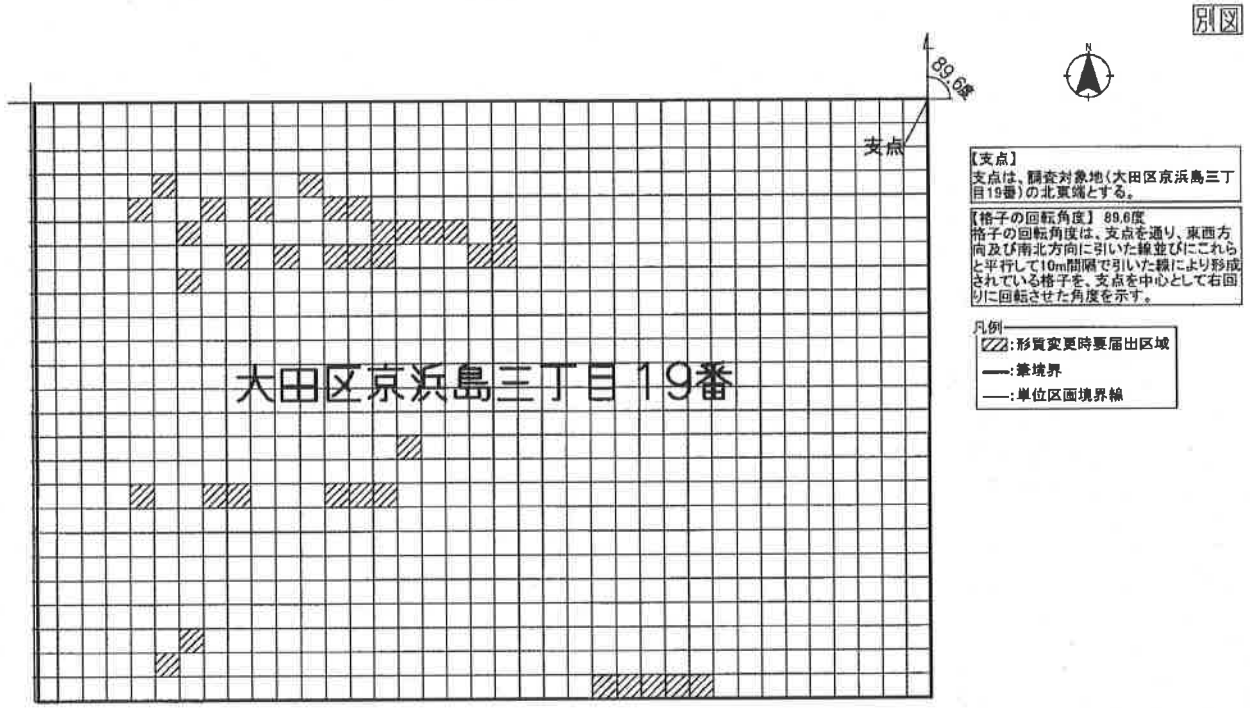
●東京都告示第九百八十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区京浜島三丁目十九番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



●東京都告示第九百八十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目一番二十五の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

